

四国中央市大規模下水道修繕設計施工一括業務

要求水準書

令和 8 年 9 月

四国中央市水資源部下水道課

目次

第1 総則	1
1 要求水準書の位置づけ	1
2 用語の定義	1
3 本事業の概要	1
4 受注者に求める役割	3
5 工事目的物	3
第2 要求水準	6
1 共通事項	6
2 調査要件	6
3 設計要件	6
4 施工要件	10
第3 業務仕様	12
1 共通仕様	12
2 設計に関する仕様	14
3 施工に関する仕様	16
別紙 リスク分担表（案）	18

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

この要求水準書は、四国中央市水資源部下水道課（以下「発注者」という。）が本事業の工事目的物等に要求する性能等についての水準を示すものである。応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。

なお、優先交渉権者として選定され交渉成立のもと受注者となった者は、本事業の契約期間にわたって要求水準及び提案事項を遵守しなければならない。

2 用語の定義

本要求水準書に用いる用語について以下のとおり定める。

- 本事業 ：四国中央市大規模下水道修繕事業をいう。
- 設計 ：工事目的物等の設計、仮設その他の設計及び設計に必要な調査又はそれらの一部をいう。
- 施工 ：工事目的物の施工及び仮設の施工又はそれらの一部をいう。
- 工事 ：設計及び施工をいう。
- 工事目的物 ：工事の目的物である構造物をいう。
- 設計成果物 ：受注者が設計した工事目的物等の施工及び仮設その他の施工に必要な成果物又はそれらの一部をいう。
- 監理技術者等：本事業の施工実施にあたり、下請け金額に応じ配置される監理技術者又は主任技術者をいう。
- 技術提案 ：工事目的物の品質及び施工技術等に係る設計段階からの提案をいう。
- 設計図書 ：設計書、要求水準書及びこれらの図書に対する質問回答書並びに設計成果物をいう。

3 本事業の概要

(1) 本事業の目的

四国中央市（以下「本市」という。）では、令和7年1月に発生した埼玉県八潮市道路陥没事故を受け、下水道管路施設の特別重点調査を行った。この特別重点調査で、緊急度Ⅰ及びⅡの判定となった下水道管路施設について、陥没事故を未然に防止するため、民間企業の優れた企画力、技術力の活用が期待される官民連携手法として、設計・施工一括発注方式（以下「DB方式」という。）を採用する。

以上を踏まえ、DB方式による官民連携手法を採用することにより、効率的・効果的な事業の推進が図られ、整備加速化が達成されることを本事業の目的とする。

(2) 事業名称

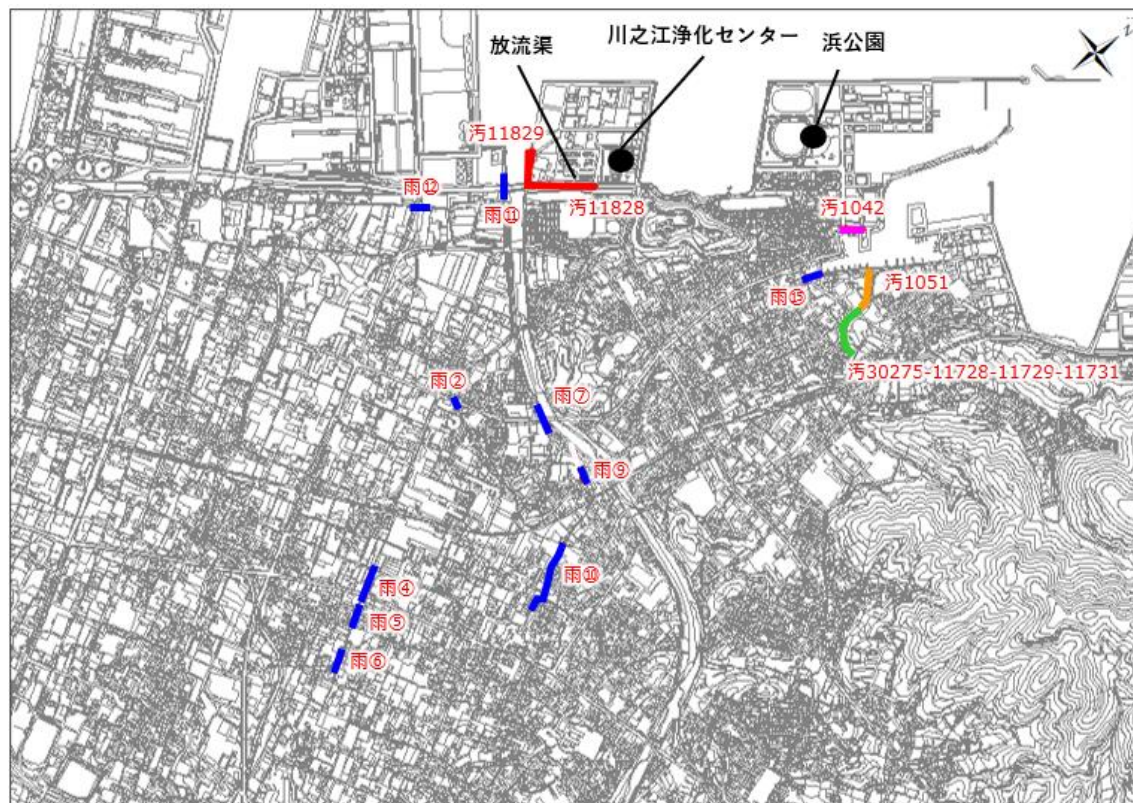
四国中央市大規模下水道修繕事業

(3) 公共施設等の管理者の名称

四国中央市長 大西 賢治

(4) 事業場所

図 1-1 のとおり。



区分	緊急度	種別	凡例
汚水幹線	I	耐震補強	—
	I	修繕	—
	I	修繕	—
	II	修繕	—
雨水幹線	I	修繕	—

図 1-1 本事業位置図（四国中央市川之江地域）

(5) 事業形態

ア 発注方式

本事業の発注方式は、設計及び施工を一括して受注者に委ねる DB 方式とする。

イ 契約の形態

発注者は、優先交渉権者として選定された者との交渉成立をもって、本事業に関する工事請負契約を締結する。

ウ 事業期間

業務①：川之江浄化センター放流渠耐震補強設計施工一括業務

内容：管路番号 11828 及び 11829（川之江浄化センター放流渠）のうち緊急度の高い箇所
の耐震補強における実施設計及び工事

契約日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで

業務②：四国中央市大規模管路修繕設計施工一括業務

内容：業務①以外の管路施設の修繕に係る実施設計及び工事

契約日の翌日から令和 10 年 2 月 28 日まで

ただし、上記完成期限の前倒し提案があった場合は、この限りではない。本事業については、週休 2 日を想定している。

エ 本事業の対象範囲

本事業の工事対象範囲は以下のとおりとする。受注者は、以下の工事対象範囲を一体として実施するものとする。

(ア) 設計

調査

測量

実施設計

(イ) 施工

4 受注者に求める役割

受注者は、発注者が実施した特別重点調査の結果に基づき、構造物の健全度評価も含めて設計及び施工を一体として行うものとする。

また、受注者は、独自技術やノウハウを最大限に生かすことにより、本市の公共事業の向上及び諸課題の解決を技術提案に基づき行うものとする。

5 工事目的物

発注者が想定する工事目的物となる下水道施設の概要を表 1-1 に、設計条件を表 1-2 に示す。ただし、本事業の目的を達成することを前提としたうえで、本要求水準書の定めを満たす限りにおいて、受注者の応募時提案に基づき構造物の構造形式や主要諸元も含め

表 1-1 及び表 1-2 の見直しを可能とする。

また、業務①について、提案する工法において表 1-1 に示す工事目的物の数量を満たすことができない場合は、別紙企画提案実施要領 2. 業務概要 (4) 提案上限額の範囲で最大限施工可能な延長を提案するものとする。

なお、想定される工事目的物に関する詳細については、貸与する「四国中央市下水道特別重点調査業務成果報告書 令和 8 年 2 月」及び「四国中央市下水道特別重点調査業務（雨水幹線）成果報告書 令和 8 年 2 月」のとおりとする。

表 1-1 工事目的物の概要

区分	緊急度	種別	数量 ※概算数量	管路番号
汚水幹線	I	耐震補強 (管更生工)	96 (m)	11828、11829
	I	修繕 (断面修復工)	1 (m)	30275-11728-11729-11731
	I	修繕 (止水工)	1 (箇所)	1042
	II	修繕 (止水工)	1 (箇所)	1051
雨水幹線	I	修繕 (断面修復工)	362 (m)	4、5、6、2、7、9、10、11、 12、15

※管路番号 11828 及び 11829 の耐震補強について、2 路線合計延長 393m のうち、緊急度の高い箇所である管路番号 11828 の上流側から施工することを想定している。

表 1 - 2 下水道施設の設計条件

項目	設計条件
管径および箇所数	■管更生工 管路番号 11828 及び 11829 2,500×2500 96m ■断面修復工 管路番号 30275-11728-11729-11731 Φ2,000 mm 1m 管路番号 4 (2,700/1,900) ×1,600 5m 管路番号 5 (2,700/1,900) ×1,600 27m 管路番号 6 (2,650/1,850) ×1,600 33m 管路番号 2 2,400×1,440 5m 管路番号 7 2,300×1,700 2m 管路番号 9 2,240×1,680 23m 管路番号 10 2,000×1,570 193m 管路番号 11 1,900×1,900 18m 管路番号 12 1,800×1,800 1m 管路番号 15 3,800×2,000 55m 上記延長は緊急度Ⅰの判定の元となった損傷が確認された管路間の延長 (m) を示す。 ■ひび割れ充てん工 管路番号 5 (2,700/1,900) ×1,600 3m ■止水工 管路番号 1051 Φ2,000 mm 1箇所 管路番号 1042 Φ2,400 mm 1箇所 ■堆積土砂撤去工 管路番号 11 1,900×1,900 1路線 管路番号 15 3,800×2,000 1路線 ※上記はすべて自然流下の管路である。
報告書作成	要
設計協議	要
耐震計算	要
耐震設計	重要な幹線等 レベル 1 及びレベル 2 地震動 その他の管路 レベル 1 地震動

第2 要求水準

1 共通事項

(1) 基本的な考え方

本市公共下水道事業全体として調和のとれたものになるよう留意して、以下を踏まえ管路施設の整備を行うものとする。

- 構造上安全で、水理的な諸条件を満たし、必要な能力を備えていること。
- 法令や基準に準拠していること。
- 施工の安定性と工期短縮が図られていること。
- 施工上の安全が担保されていること。
- 近接する他工事等の影響要因に対し率先して調整を行い、円滑に工事を進めること。
- 地域住民の生活に配慮し施工が行われること。

2 調査要件

(1) 調査

ア 内空占用物件および地上構造物調査

内空占用物件については、参考資料「四国中央市下水道特別重点調査業務」及び「四国中央市下水道特別重点調査業務（雨水幹線）」の成果物である 3D スキャンデータ等を用いて確認すること。

設計対象区域の上水道・下水道・ガス・電気・電話等地下埋設物及び地上構造物について、種類、位置、形状、深さ、構造等をそれぞれの企業者が有する資料と照合し、確認すること。

イ その他調査

その他、受注者が工事に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、発注者に提出を行い、実施すること。

3 設計要件

受注者は、以下の事項を踏まえ実施設計を行うこと。

(1) 前提要件

業務①：川之江浄化センター放流渠耐震補強設計施工一括業務

内容：管路番号 11828 及び 11829（川之江浄化センター放流渠）のうち緊急度の高い箇所の耐震補強における実施設計及び工事

ア 耐震補強において管きょ更生工法を適用する場合、更生範囲は少なくとも 1 スパン（人孔間）以上であること。なお、既設管路間に新たに人孔を設置してもよい。

イ 川之江浄化センターからの放流量は約 660m³/h であり、放流は 1 日あたり約 3 時間停止することが可能である。また、放流先は海であることから、潮位の影響を考

慮し、必要な仮設工（締切排水工等）を見込むこと。

ウ 損傷が大きく緊急度の高い管渠番号 11828 の上流側から設計及び施工を行うこと。

エ 更生工法の種類毎に、表 2－1 に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、表 2－1 に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

当該個別協議にあたり、公益財団法人日本下水道新技術機構が実施する建設技術審査証明事業に基づく建設技術審査証明書を取得しているなど、一定の技術的知見が蓄積されていると認められる工法（以下、「第三者認定工法」という。）を採用する場合については、第三者認定工法を採用しようとする現場条件に対し、当該工法が建設技術審査証明書等を取得した際の評価項目及び要求性能等を照らし合わせた結果、当該工法の適用可能性があると判断される場合は、その根拠を示した書面等をもって個別協議を行うことができる。

表 2 - 1

工法種類	定義	条件	適用すべき基準	備考
反転工法	熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2026 年版 (公社) 日本下水道協会)	
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2026 年版 (公社) 日本下水道協会)	
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの	自立管及び複合管として設計するものであること	管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2026 年版 (公社) 日本下水道協会)	
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの	自立管として設計するものであること	・日本工業規格 (JIS) ・日本下水道協会規格 (JSWAS) ・(公社) 日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材 (Ⅰ類・Ⅱ類) 等	

(注) 1 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。

「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。

2 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。

3 「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2026 年版 (公社) 日本下水道協会)」は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。

業務②：四国中央市大規模管路修繕設計施工一括業務

内容：業務①以外の管路施設の修繕に係る実施設計及び工事

ア 修繕における断面修復工について、構造物のコンクリートの品質、劣化の状態および劣化因子の侵入状態等の調査結果ならびに、劣化部位のはつり中の構造物の応力状態を考慮したうえで、断面修復の施工範囲を適切に設定すること。

構造物の劣化の状態によっては、ひび割れ修復工法や表面被覆工法との併用、使い分けを検討すること。

構造物の状態、施工箇所、施工規模、環境条件に応じて、はつり方法及び断面修復工法の適切な施工方法及び使用材料を選定すること。選定にあたっては、経済性、施工性、耐久性を比較検討すること。

使用材料について、設定した施工方法に適した断面修復材を選定すること。

断面修復工の設計及び施工については、下記の指針、マニュアル等を参照すること。

- ・コンクリート標準示方書〔設計編〕2022年版（土木学会）
- ・コンクリート標準示方書〔維持管理編〕2022年版（土木学会）
- ・表面保護工法 設計施工指針（案）〔工法別マニュアル編〕平成17年版（土木学会）
- ・コンクリート構造物の補修対策施工マニュアル 2022年版（国立研究開発法人土木研究所）

イ 修繕における止水工について、浸入水の状況（量・水圧）や管の劣化度に基づき、適切な工法を選定すること。選定にあたっては、経済性、施工性、耐久性を比較検討すること。

注入する止水材は、管内の湿潤な環境下でも硬化し、かつ耐水性・接着性に優れる材料とすること。

止水工の設計及び施工については、下記の指針、マニュアル等を参照すること。

- ・下水道管路管理マニュアル-2023-（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）
- ・管きよの修繕に関する設計・施工の手引き（案）平成26年5月（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

ウ 修繕におけるひび割れ充てん工について、構造物のコンクリートの品質、劣化の状態および劣化因子の侵入状態等の調査し、断面修復の施工範囲を適切に設定すること。

構造物の状態、施工箇所、施工規模、環境条件に応じて、ひび割れ充てん工の適切な施工方法及び使用材料を選定すること。選定にあたっては、経済性、施工性、耐久性を比較検討すること。

充てん後の補修部については、以下の性能を満たすこと。

- ・雨水、塩化物イオン、二酸化炭素等の劣化因子の侵入を遮断できること。
- ・既設コンクリートと強固に付着し、温度変化等によるひび割れ幅の変動に追従

して剥離・破断しないこと。

・供用環境（紫外線、乾燥、湿潤、凍結融解など）に対して十分な耐候性を有すること。

ひび割れ充てん工の設計及び施工については、下記の指針、マニュアル等を参照すること。

・コンクリート標準示方書〔維持管理編〕2022年版（土木学会）

・コンクリート構造物の補修対策施工マニュアル 2022年版（国立研究開発法人 土木研究所）

エ 修繕における堆積土砂撤去工について、通水断面を阻害する堆積土砂を撤去すること。施工環境を調査し、適切な工法を選定すること。

(2) 耐震性能

「業務①」における工事目的物は、表 2-1 の耐震性能を有することとし、耐震性能の考え方は、「下水道施設の耐震対策指針と解説 2025 年版（公益社団法人 日本下水道協会）」によるものとする。

表 2-1 工事目的物が保持すべき耐震性能

耐震性能 1		耐震性能 2	
レベル 1 地震動		レベル 2 地震動	
重要な幹線等及びその他の管路	設計流下能力を確保できる性能	重要な幹線等	
		下水道システムの急所施設（管路）や重要施設に接続する下水道管路	流下機能を確保できる性能
		緊急輸送路等下の埋設管路	流下機能を確保できる性能 交通機能を阻害しない性能
		その他の重要な幹線等	流下機能を確保できる性能

4 施工要件

(1) 工事用地

本事業実施にあたり、受注者が工事用地を必要とした場合は、受注者の責任と費用負担のもと工事用地を設けるものとする。なお、工事用地の確保手続については、受注者の責任のもと行うものとする。

(2) 保全要件

ア 適正な労働賃金の維持等により建設労働者を確保し、労働条件の改善、労働災害の防止に努めること。

イ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、第一報を速やかに発注者に報告し、併せてその経緯を取りまとめるうえ、

当該日中に発注者に報告すること。

ウ 受注者は、法定外労働者災害補償制度を契約するとともに、当該契約を締結したことを証明する書類を提出しなければならない。

(3) 近隣

ア 受注者は、近隣に及ぼす諸影響について調査検討し、近隣住民等へ十分な説明を行ったうえで調整を行い、工事の円滑な進行を図ること。

イ 受注者は、工事着手に先立ち、各種公共施設及び各種コミュニティに工事箇所を通知する等、近隣への工事情報の周知を徹底すること。

ウ 本施設及び近隣への対応について、受注者は、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告すること。なお、受注者が自主的に近隣住民等に対し説明等を行う場合は、予め発注者の承諾を得たうえで行うこと。

エ 本事業区間に施工時期、施工時間等の制約条件がある場合は、適切な処置を行うこと。

オ 騒音、振動、悪臭、公害、粉塵発生、地盤沈下、交通渋滞その他、工事が近隣の生活環境に与える影響を考慮し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための対策を講じること。

(4) 障害時対応

ア 隣接する建物や、道路、公共施設などに損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、受注者の負担において行うこと。

イ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万一発生した苦情その他については、受注者を窓口として、工程に支障をきたさないように対応すること。

第3 業務仕様

1 共通仕様

(1) 本事業に関する主な法令等

受注者は、工事を実施するに当たり必要とされる関係法令、諸基準等及び四国中央市条例等を遵守すること。

なお、本事業の対象施設の整備に関して特に留意すべき主なものは、次のとおりである。

ア 法令及び諸基準等

- ・下水道土木工事必携（案）記載の諸法令及び諸基準並びに別記通達類
- ・必要に応じ、その他本事業に関連する法令等

イ 四国中央市条例等

- ・四国中央市下水道条例
- ・四国中央市下水道条例施行規程
- ・その他本事業に関連する条例等

(2) 本事業に関する主な技術図書

受注者が、本事業を実施するに当たり前提とされる技術図書について以下に示す。

なお、以下の技術図書によらないものについては、当該技術の根拠となる資料を提示のうえ、発注者の許可を得ること。

ア 仕様書等

- ・共通仕様書土木工事編（愛媛県土木部）
- ・共通仕様書業務委託編（愛媛県土木部）
- ・その他本事業に関連する仕様書等

イ 積算基準

本事業に適用する積算基準は次のとおりである。

- ・土木工事標準積算基準（愛媛県土木部）
- ・下水道用設計標準歩掛表（日本下水道協会）
- ・その他関係する積算基準等

ウ 参考資料

- ・四国中央市下水道特別重点調査業務 報告書 令和8年2月
- ・四国中央市下水道特別重点調査業務（雨水幹線） 報告書 令和8年2月

(3) 共通事項

ア 書面主義

本事業の実施にあたっては、「四国中央市工事請負契約約款第1条第5項」及び「(2) 本事業に関する主な技術図書」に記載の指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、協議、提出、報告、回答及び解除等に用いる書面は、「共通仕様書土木工事編（愛媛県土木部）」に基づき同県が指定する「工事打合せ簿」に限るものとし、

当該書面によらないものについては、発注者が別途書面にて指定した場合を除き無効とする。

イ 全体工程表の作成

受注者は、契約締結後速やかに全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。全体工程表は、設計及び施工を包括したものとし、作業工程の脱漏や不具合がないよう留意のうえ、必要に応じ適宜更新すること。

ウ 安全等の確保

- (ア) 受注者は、工事实施に際しては、施工に関わる者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- (イ) 受注者は、工事实施に当たり事故が発生しないよう、工事に関わる者に対して安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- (ウ) 受注者は、交通誘導警備員の配置について、現地調査のうえ、配置箇所・配置人員等について配置計画を検討し、適切な人数を配置しなければならない。なお、必要に応じて所轄警察署と協議のうえ、配置計画を決定すること。

エ 関係機関等との調整

- (ア) 本事業に関連する関係機関への手続きのうち現時点で想定されるものは表 3-1 に示すものとなる。表 3-1 に記載がない手続きについても、本事業の遂行に必要なものがあれば、以下と同様の措置を講ずること。
- (イ) 受注者は、発注者が行う関係機関への手続きについて、全体工程を踏まえたうえで、必要な資料を作成し、発注者へ提出しなければならない。また、その際の協議には同席すること。
- (ウ) 受注者は、受注者が行う関係機関への手続きについては適宜対応のうえ、当該手続きの経緯が確認できる書類を発注者へ提出すること。
- (エ) 受注者が関係機関から調整の依頼を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議すること。

オ 情報共有システムの使用

受注者は、情報共有システム（ASP）を導入し、発議・回覧・承認等の帳票類のやり取りや、情報の交換・共有を行うこと。使用する情報共有システムは「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev.5.8）令和 8 年 3 月」（国土交通省）の要件に対応したシステムを使用すること。

なお、上記システムにおける情報共有先には発注者のほか、「四国中央市大規模下水道修繕 CM 業務」の受注者を含めること。

表 3-1 関係機関手続一覧

手続き内容	手続き対象		関係機関
占用許可申請 道路工事施行承認申請 通行制限許可申請	道路	国道	国土交通省四国地方整備局松山河川 国道事務所西条国道維持出張所
		県道	愛媛県東予地方局四国中央土木事務 所用地管理課
		市道	四国中央市都市整備部国土管理課
		港湾道路	四国中央市都市整備部港湾課港務所
	河川		愛媛県東予地方局四国中央土木事務 所用地管理課
	港湾区域		四国中央市都市整備部港湾課港務所
関係機関協議	警察	道路使用許可申 請書	四国中央警察署
	消防	道路工事等届出 書	四国中央市消防本部
	上水道	上水道管	四国中央市水資源部上水道課
	工業用水道	工業用水道管	四国中央市水資源部工業用水課
	下水道	下水道管	四国中央市水資源部下水道課
	工業排水	工業排水路	愛媛県紙パルプ工業会
	電力	電線路	四国電力送配電(株)四国中央事業所
	電話	NTT 線	(株)NTT フィールドテクノ愛媛設備部 フィールドサービスセンタ
	ガス	ガス管	四国セントラルエナジー(株)

2 設計に関する仕様

設計に関する仕様については、以下のとおりとする。

なお、設計に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 共通

ア 検討資料

- (ア) 工事実施に伴う各種算出根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出すること。
- (イ) 工事実施に伴う各種参考文献やその他資料を引用した場合は、その文献、資料の名称、記載個所を明記すること。また、その参考文献を用いることができる理由についても技術的な知見から明らかにすること。
- (ウ) 本事業中に対象施設に係る関係機関との調整が必要となった場合、必要な資料を

整理し作成すること。詳細については、都度、発注者と協議のうえ、決定する。

- (エ) 業務を履行するうえで技術的知見及び資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うこと。業務の高い質を確保することに努めるとともに、社内審査及び照査を実施し成果物に誤りがないように努めること。

イ 審査及び検査

- (ア) 設計成果物の素案作成時の審査について、受注者は、発注者が指示した業務について項目ごとに素案が出来た時点で、発注者による確認を受けること。
- (イ) 設計成果物の検査について、受注者は、工事着手の 14 日前までに提出し、設計完了時の発注者の設計成果物検査を受けること。
- (ウ) 設計成果物の検査について、訂正を指示された箇所は直ちに訂正すること。
- (エ) 設計の検査に合格後、設計成果物を納品すること。

ウ 設計成果物

受注者は、設計における一連の結果を設計成果物としてとりまとめて提出すること。成果物の部数については次のとおりとする。

- ・報告書（装丁：黒表紙金文字入り） 2 部
- ・報告書概要版 3 部
- ・作成された報告書の電子媒体（SSD） 1 部

なおデータのファイル形式について、報告書は PDF 形式及び Word 形式もしくは Excel 形式、図面等その他の成果物はオリジナルデータを提出すること。

(2) 実施設計

実施設計に関する仕様については、以下のとおりとする。詳細については、愛媛県委託業務関係共通仕様書に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されるものとする。

ア 設計協議

業務の実施に当たり、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互で確認のうえ、打合せ簿として提出する。

業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録、相互確認のうえ、打合せ簿として提出する。

イ 現地調査（資料の収集・整理、現況調査）

受注者は、発注者が提供する資料のほか、業務上必要な資料の収集、調査を行い、現況調査の基礎資料とする。

受注者は、設計路線の踏査、内空占用物件の調査、支障となる物件（電柱、架空線等の調査）、近接構造物の具体的調査等の調査を行う。

また、地形及び地質の自然状況、沿道、交差、周辺構造物、土地利用状況等について調査を行い、資料収集結果と共に整理し、問題点を抽出したうえで、報告書に取りまとめるものとする。

ウ 設計計画

設計図書に示す事項、現地調査結果、収集資料等に基づき、工事目的物、仮設及び付帯物について工法比較、構造計画、仮設計画、施工計画、工事工程等の整理及び検討を行うものとする。

また、安全かつ周辺環境に与える影響を抑えた工法を採用すること。特に、騒音、振動等による建物、門、塀等の被害等の補償事案が生じないように施工計画及び仮設等にて万全な対策を設けること。

エ 各種計算

設計計画に基づき、水理計算、構造計算（耐震設計含む）及び仮設計算等を行うものとする。

オ 図面作成

決定した案に基づき、位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、仮設構造図及びその他指定する図書を作成する。

カ 数量計算

決定した設計図面に基づき、以下に示す施工数量等を作成する。

- ・内訳書
- ・数量計算書（下水道工事工種体系に沿うもの）
- ・積算資料（見積書含む）
- ・工期算定調書

3 施工に関する仕様

施工に関する仕様については、以下のとおりとする。なお、詳細については愛媛県土木工事共通仕様書に準ずるものとするが、本要求水準書との重複事項については、本要求水準書の記載が優先されることとする。

なお、施工に関する仕様についても、要求水準として発注者が求める水準として位置づけられるものであるが、発注者が当該仕様に対し優位であると認める提案については採用の対象とする。

(1) 建設副産物の取扱い

本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象工事となる。受注者は、工事の実施にあたり資源の有効な利用を図り、廃棄物発生抑制及び環境の保全に資することが求められる。

また、工事の実施に伴い生じる建設発生土及び建設廃棄物については、以下を踏まえ適正に措置を講じなければならない。

ア 産業廃棄物等の処理については、搬出先施設を受注者自らが選定し、施工計画書に記載のうえ、発注者に提出しなければならない。なお、産業廃棄物については県登録施設から搬出先を選定すること。

イ 建設発生土は、原則場外搬出とする。なお、建設発生土の場外搬出については、本市における城山下臨海土地造成事業地（四国中央市川之江町 4087-27 地先）に搬出することとする。

城山下臨海土地造成事業地の土砂受入料は土砂 1m³につき 700 円（税抜き・地山単価）を見込むこととする。また、搬出箇所（路線）ごとに愛媛県土砂条例に基づく溶出量試験（28 項目）及びダイオキシン類の含有量試験を実施し、受入基準を満たすことを確認して搬出すること。受入基準を満たさない場合は、最終処分場へ搬出すること。

ウ 建設発生土の搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を発注者に提出すること。

エ 工事の実施に伴い発生する排水については、関係法令を遵守し適切な処置を行うこと。

(2) 資機材等の調達

工事の実施にあたり必要となる工事用電力、現場事務所及び作業ヤード等の土地使用並びに資機材等の調達に伴う一切の費用は、発注者が別途指定する者を除き受注者の負担とする。

(3) 仮設工及び付帯工

仮設工及び付帯工の実施に当たっては、周辺への影響等を考慮のうえ安全な施工を選定し、周辺の環境に即した騒音及び振動軽減対策を講じること。

また、工事用地の使用は、現況復旧を原則としたうえで、以下に留意し実施すること。

ア 施工上、本市が所有する埋設物、フェンス、植栽及びその他工作物等が支障になる場合は、受注者の責任において移設、撤去、復旧及びその他必要な処置を行う。

イ 撤去したフェンス、植栽等は、保管状況が良好であれば再利用を認める。

別紙 リスク分担表（案）
（共通事項）

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	受注者
応募・契約 リスク	応募手続き リスク	1)	応募に係る資料、応募手続きの誤り・内容 の変更によるもの	○	
	契約リスク	2)	発注者の自由による契約の未締結	○	
		3)	受注者の自由による契約の未締結		○
制度関係 リスク	法令変更 リスク	4)	法制度・許認可の新設・変更によるもの （本工事に直接の影響を及ぼすもの）	○	
		5)	本工事のみならず、広く一般的に適用さ れる法令の変更や新規立法		○
	消費税変更 リスク	6)	設計及び施工に係る消費税の変更による もの	○	
	税制変更 リスク	7)	法人の利益に係る税制度の変更によるも の（法人税率等）		○
		8)	本工事に直接の影響を及ぼす税制度の変 更によるもの	○	
	許認可 リスク	9)	発注者の事由による許認可等取得遅延	○	
		10)	上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
社会リスク	第三者賠償 リスク	11)	発注者の提示条件、指図、行為を直接の原 因とする契約期間中の事故によるもの	○	
		12)	上記以外によるもの		○
	住民対応 リスク	13)	本工事の実施そのものに関する地元合意 形成	○	
		14)	受注者が行う業務（調査・施工）に関す る地元合意形成		○
	環境リスク	15)	発注者が行う業務に起因する環境の悪化	○	
		16)	受注者が行う業務に起因する環境の悪化		○
経済リスク	保険リスク	17)	設計及び施工段階のリスクをカバーする 保険		○
	金利変動 リスク	18)	本工事に係る、金利変動に係る費用増減 リスク		○
	物価変動 リスク	19)	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変 動）に係る費用増減リスク（一定の範囲内）		○

		20)	本工事に係る、インフレ・デフレ（物価変動）に係る費用増減リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
その他	安全確保リスク	21)	設計及び施工における安全性の確保		○
	債務不履行リスク	22)	発注者の事由による（下水道の債務不履行）工事の中止・延期	○	
		23)	発注者の事由による支払いの遅延・不能によるもの	○	
		24)	受注者の事由による（事業破綻、事業放棄等）工事の中止・延期		○
	不可抗力リスク	25)	本工事に係る、戦争、暴動、天災等による工事内容の変更、工事の延期・中止に関するもの	○	△

○：主負担

△：従負担（不可抗力による費用負担は、一定程度までは受注者が負担し、それ以上は発注者が負担する。）

（設計・施工）

リスクの種類		リスクの内容		リスクの負担者	
				発注者	受注者
設計段階のリスク	調査リスク	1)	発注者が実施した調査に関するもの	○	
		2)	受注者が実施した調査に関するもの		○
	設計リスク	3)	発注者の事由（提示条件の大幅な変更等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大	○	
		4)	受注者の事由（提案の不備、受注者の事由による履行遅れ、設計不備等）による本施設の設計等の完了遅延・設計費の増大		○
施工段階のリスク	用地・物件リスク	5)	本施設の建設に要する資材置き場、仮設道路等の確保に関するもの		○
		6)	内空占用物（既存資料で把握可能なもの）に関するもの		○

	工事遅延 リスク	7)	発注者の事由及び予見が困難な事象による工事の遅延・未完工工事費の増大	○	
		8)	受注者の事由による工事の遅延・未完工工事費の増大		○
	工事費増大 リスク	9)	発注者の事由による設計変更等に伴う工事費の増大	○	
		10)	受注者の事由による工事費の増大		○
		11)	建設発生土の土壌試験結果による処分先の変更に伴う工事費の増大	○	
	要求性能 リスク	12)	要求水準不適合（施工不良を含む）		○
	工事監理 リスク	13)	工事の監理に関するもの	○	
		14)	工事の現場管理に関するもの		○
	引渡前損害 リスク	15)	本施設の引き渡し前に、本施設、工事材料又は建設機械器具等について生じた損害、そのほか工事の施工に関して生じた損害		○

○：主負担

※本リスク分担表は、応募時におけるリスク負担の在り方の概念を示したものであり、最終的なリスク負担については、応募者の提案に基づきリスク負担の在り方を見直し、契約約款及び仕様書等への反映をもって、リスクの負担の在り方が決定されるものとなる。このことから、本リスク分担表については、契約締結時には契約図書から除外する。